

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県理学療法士会（以下本会という）定款第5条に基づき、本会の事業推進に対して賛助会員の協力、援助が円滑に行われるために定める。

(区分)

第2条 賛助会員を4種に区分し、年間会費を次のように定める。なお、年度途中の入会においても、年会費の全額を納入するものとする。

- (1) 法人A会員 120,000円
- (2) 法人B会員 60,000円
- (3) 法人C会員 30,000円
- (4) 個人会員 10,000円

(事業の連携)

第3条 本会と賛助会員は相互に密接な連携をとり、理学療法の普及と発展に寄与するために次のような活動を行う。

- (1) 本会は機関誌「広島県理学療法士会ニュース」を賛助会員に送付し、本会の活動状況を報知する。
- (2) 賛助会員は、本会に医療機器や設備等の改良や開発、発売などの情報を提供する。
- (3) 本会または賛助会員から協議の申し出があった場合、必要に応じて両者の代表者による懇話会を開く。

(特典)

第4条 賛助会員は種別に応じた特典を受けることができる。なお、事業の推進に当たっては本会の目的を遵守し、特定の会員に便宜を図ったり利益を供与したりすることがないようにする。

- (1) 法人会員は、本会が主催する研修会のうち、会長が参加を認めた行事に、以下の人数まで正会員料金で参加することができる。
 - 1) 法人A会員 5名
 - 2) 法人B会員 3名
 - 3) 法人C会員 1名
- (2) 個人会員は、本会が主催する研修会等のうち、会長が参加を認めた行事に、正会員料金で参加することができる。
- (3) 賛助会員は、理事会が認めた場合、本会が主催する行事においてリハビリテーションに関する発表や機器展示等の機会を得ることができる。
- (4) 賛助会員は、リハビリテーション設備、機器等の開発、改良及び情報の収集等について、本会の指導と協力を得ることができる。

(入会)

第5条 法人または個人が賛助会員になろうとするときは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費の納入)

第6条 会費は原則として7月15日までに完納するものとする。

(退会)

第7条 賛助会員が退会しようとするときは、退会届けを会長に提出しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 本会定款第10条に基づいて、その資格を喪失する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 8 年 4 月 21 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 12 年 4 月 23 日一部改正により施行する。
- 3 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日一部改正により施行する。
- 4 この規程は、平成 23 年 4 月 2 日一部改正により施行する。
- 5 この規程は、平成 28 年 4 月 16 日一部改正により施行する。
- 6 この規程は、平成 29 年 3 月 11 日一部改正により施行する。